

農林水産大臣
野村 哲郎 殿

獣医事審議会会長 渋谷 淳

答 申

令和 4 年 7 月 8 日付け 4 消安第 1931 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように広告制限事項の見直しを実施すること。
- 2 見直しの際には、以下の事項について留意すること。
 - (1) 獣医師の専門性
認定要件確認団体による要件確認を受けた団体から獣医事に係る専門性認定を受けた旨の広告を可能とすること。また、認定要件確認団体については、国が指定基準を定め、獣医事審議会の意見を聴き指定すること。
 - (2) 技能・療法の広告
診療費用及び高度な医療行為について、広告を可能とすること。ただし、当該事項の広告に当たっては、飼育者にとって必要な情報である①問合せ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療等に係る主なリスク、副作用等の事項、④診療費用の表示を義務付けること。
- 3 診療施設ウェブサイトについては、広告制限の対象とはせず、獣医師及び関係団体が自主的な取組を推進できるよう記載事項に関する一定の考え方を示すこと。その際、診療施設ウェブサイトの範囲について明確化すること。また、診療施設ウェブサイト監視体制についても検討すること。